

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 岡山市南区福吉町31番24号  
氏 名 株式会社衛生センター  
代表取締役 岡 崎 克 紀

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

許可の年月日 令和 7 年 9 月 16 日  
許可の有効期限 令和 13 年 9 月 4 日

## 1. 事業の範囲

## (1) 事業の区分

中間処理 [焼却、生物処理、溶融、切断、破碎 (定置式)]

## (2) 産業廃棄物の種類

## [ 焼 却 ]

① 当新田事業場：燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)・陶磁器くず、がれき類 以上11種類 (石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

② 築港元町事業場：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)・陶磁器くず、動物の死体 以上15種類 (石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

[生物処理] 汚泥 以上1種類 (水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

[ 溶 融 ] 廃プラスチック類 (廃発泡スチロールに限る。) 以上1種類

[ 切 断 ] 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)・陶磁器くず 以上7種類 (石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

[破碎 (定置式)] 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)・陶磁器くず 以上7種類 (石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

## 2. 事業の用に供するすべての施設

## (1) 焼却施設

## ・ 当新田事業場

① [設置場所] 許可の条件のとおり

② [許可年月日] 平成10年6月9日 第(8)-2号

③ [設置年月日] 平成10年6月9日

④ [処理能力] 6.65t/日 (廃プラスチック類換算)、48m<sup>3</sup>/日 (廃油換算) (1日8時間稼働)

## ・ 築港元町事業場 (1号機) (2号機)

① [設置場所] 許可の条件のとおり

② [許可年月日] (1号機) 平成14年12月4日 第(3)-2号、第(8)-2号、第(13の2)-2号

(2号機) 平成14年12月4日 第(3)-3号、第(8)-3号、第(13の2)-3号

③ [設置年月日] (1号機) 平成15年3月20日

(2号機) 平成26年3月25日

④ [処理能力] (1号機) 混焼能力33t/日 (1日20時間稼働) 1.38t/時間

(2号機) 混焼能力33t/日 (1日20時間稼働) 1.38t/時間

(燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず)

## ・ 築港元町事業場 (3号機) (4号機)

① [設置場所] 許可の条件のとおり

② [許可年月日] (3号機) 令和元年12月20日 第(3)-7号、第(5)-6号、第(8)-7号、第(13の2)-8号

&lt;&lt;裏面に続く&gt;&gt;

- (4号機) 令和元年12月20日 第(3)-8号、第(5)-7号、第(8)-8号、第(13の2)-9号
- ③ [設置年月日] (3号機) 令和2年12月 1日  
(4号機) 令和4年11月13日
- ④ [処理能力] (3号機) 混焼能力47t/日 (1日24時間稼働) 1.96t/時間  
(4号機) 混焼能力47t/日 (1日24時間稼働) 1.96t/時間  
(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず、動物の死体)
- (2) 生物処理施設  
① [設置場所] 許可の条件のとおり  
② [処理能力] 10m<sup>3</sup>/日
- (3) 溶融施設  
① [設置場所] 許可の条件のとおり  
② [設置年月日] 平成12年1月17日  
③ [処理能力] 1.92t/日
- (4) 切断施設  
① [設置場所] 許可の条件のとおり  
② [設置年月日] 令和6年8月13日  
③ [処理能力] 廃プラスチック類3.81t/h、紙くず3.26t/h、木くず5.98t/h、繊維くず1.30t/h、ゴムくず5.65t/h、金属くず12.29t/h、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず10.87t/h (1日24時間稼働)
- (5) 破碎施設(定置式)  
① [設置場所] 許可の条件のとおり  
② [設置年月日] 令和7年8月19日  
③ [処理能力] 廃プラスチック類4.92t/日、紙くず4.21t/日、木くず4.96t/日、繊維くず2.81t/日、ゴムくず4.60t/日、金属くず4.98t/日、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず4.61t/日 (1日8時間稼働)

### 3. 許可の条件

- (1) 焼却を行う場所は、「岡山市南区当新田字六ノカキ原438番3、440番1、440番2、441番1、441番2、441番3、441番4、442番3及び442番4(面積: 5,983m<sup>2</sup>)」及び「岡山市南区築港元町4番1(面積: 10,156.96m<sup>2</sup>)」に限る。
- (2) 生物処理を行う場所は、「岡山市南区当新田字六ノカキ原438番3、440番1、440番2、441番1、441番2、441番3、441番4、442番3及び442番4(面積: 5,983m<sup>2</sup>)」に限る。
- (3) 溶融、切断及び破碎(定置式)を行う場所は、「岡山市南区築港元町4番1(面積: 10,156.96m<sup>2</sup>)」に限る。

### 4. 許可の更新又は変更の状況

|                  |                                       |
|------------------|---------------------------------------|
| 平成 7 年 3 月 7 日   | 更新許可                                  |
| 平成 29 年 9 月 5 日  | 更新許可(優良認定)                            |
| 令和 2 年 8 月 19 日  | 許可証書換え(住所の変更)                         |
| 令和 3 年 2 月 18 日  | 変更許可(産業廃棄物の種類の追加、焼却施設(築港元町事業場3号機)の追加) |
| 令和 4 年 12 月 21 日 | 許可証書換え(焼却施設(築港元町事業場4号機)の追加)           |
| 令和 6 年 1 月 12 日  | 許可証書換え(代表者の変更)                        |
| 令和 6 年 9 月 19 日  | 休止届(焼却施設(当新田事業場)及び生物処理施設)             |
| 令和 6 年 10 月 22 日 | 更新許可(優良認定)                            |
| 令和 6 年 10 月 22 日 | 変更許可(切断施設(築港元町事業場)の追加)                |
| 令和 7 年 9 月 16 日  | 変更許可(破碎施設(定置式)(築港元町事業場)の追加)           |

### 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無